

可搬形発電機整備技術者定期点検要領

この要領は、主として建設工事用に供される、可搬形発電機の運用にあたり、自主管理の強化を図ると共に、可搬形発電機整備技術者（以下「可発整備技術者」という。）の地位向上と、その責務を定め、もって定期点検の推進と労働災害防止に寄与することを目的とする。

1. 可発整備技術者の定義

可搬形発電機の可発整備技術者とは、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会（以下「建機レンタル協会」という。）の定める講習会制度に基づく資格証の交付を受けた者をいう。

2. 可発整備技術者の業務

- (1) 可発整備技術者は、所属する会社及び指定サービス工場等において整備する、可搬形発電機についてのみ点検を実施することとする。
- (2) 可発整備技術者は、建機レンタル協会で定めた検査業務を積極的に推進しなければならない。
- (3) 可発整備技術者は、定期点検の結果の内容を点検記録表に明確に記録しなければならない。
- (4) 可発整備技術者は、使用者に対して、労働災害防止、関連法規について積極的に啓蒙し、法規遵守のための援助を行わなければならない。
- (5) 可発整備技術者は、地域内の建機レンタル協会会員会社との相互連携をすすめ、定期点検業務の円滑な運営促進に務めなければならない。

3. 可発整備技術者の責務

- (1) 可発整備技術者は、建機レンタル協会の信用を傷つけ、また可発整備技術者の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 可発整備技術者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。
- (3) 可発整備技術者は、常に関連法令の精通に務めると共に、整備・点検技術の向上を図るため努力しなければならない。

4. 可発整備技術者の遵守事項

- (1) 可発整備技術者は、別に定める「定期点検済証票(ステッカー)管理要領」を遵守しなければならない。
- (2) 可発整備技術者は、建機レンタル協会の定める講習会(規程細則第 11 条による)を受講しなければならない。

5. 可発整備技術者の資格証

- (1) 可発整備技術者は、その業務に従事するときは、資格証を携帯しなければならない。
- (2) 資格証は、他人に譲渡または貸与してはならない。

6. 要領の改廃

この要領を改廃する必要がある場合は、教育研修委員会可発部会の議を経て、改廃するも

のとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。